

中華人民共和国社会保険法 (主席令第三十五号)

【ご利用に当たって】

ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本ページに含まれる各種資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものでないことを予めご了承ください。

ビジネスで活用される場合には、必ず中国政府が発表した原典・原文をご確認いただくようお願いいたします。

中華人民共和国主席令第三十五号

「中華人民共和国社会保険法」は中華人民共和国第 11 回全国人民代表大会常務委員会第 17 回会議により 2010 年 10 月 28 日可決、公布され、2011 年 7 月 1 日より施行される。

中華人民共和国社会保険法

(2010 年 10 月 28 日第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 17 回会議にて可決)

目 次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 基本養老保険
- 第 3 章 基本医療保険
- 第 4 章 労働災害保険
- 第 5 章 失業保険
- 第 6 章 出産保険
- 第 7 章 社会保険料の徴収および納付
- 第 8 章 社会保険基金
- 第 9 章 社会保険の取扱
- 第 10 章 社会保険の監督
- 第 11 章 法的責任
- 第 12 章 附則

第 1 章 総則

- 第 1 条 社会保険関係を規範化し、公民が社会保険に加入し、社会保険待遇を享受する合法的な権利・利益を保護し、公民に発展の成果を共に享受させ、社会の調和と安定を促進するため、憲法に基づき、本法を制定する。
- 第 2 条 国は、基本養老保険、基本医療保険、労働災害保険、失業保険、出産保険等の社会保険制度を確立し、公民が高齢、罹患、労働災害、失業、出産等の状況において、法により国および社会から物質的な援助を受ける権利を保障する。
- 第 3 条 社会保険制度は、広範な普及、基本の保障、多重構造、持続可能という方針を堅持する。社会保険の水準は、経済社会の発展水準にふさわしいものでなければならない。

- 第4条 中華人民共和国国内における雇用単位および個人は、法により社会保険料を納付し、納付記録、個人の権利・利益記録を照会し、社会保険取扱機関に対し、社会保険相談等の関連サービスを提供するよう求める権利を有する。
個人は、法より社会保険待遇を享受し、所属単位が本人のために納付する状況を監督する権利を有する。
- 第5条 県級以上の人民政府は、社会保険事業を国民経済および社会発展の計画に組み入れる。
国は、多くのルートから社会保険資金を調達する。県級以上の人民政府は、社会保険事業に対して必要な経費につき、支援をする。
国は、税制優遇政策を通じて社会保険事業を支持する。
- 第6条 国は、社会保険基金に対して厳格な監督管理を実行する。
国務院および省、自治区、直轄市の人民政府は、社会保険基金の監督管理制度を確立、整備し、社会保険基金の安全かつ有効な運用を保障する。
県級以上の人民政府は、措置を講じて、社会各界が社会保険基金の監督に参画することを奨励し、支持する。
- 第7条 国務院社会保険行政部門は、全国の社会保険の管理業務を担当する。国務院のその他の関係部門は、各自の職責の範囲内で、関連する社会保険業務を担当する。
県級以上の地方人民政府社会保険行政部門は、当該行政区域における社会保険管理業務を担当する。県級以上の地方人民政府のその他の関係部門は、各自の職責の範囲内で関連する社会保険業務を担当する。
- 第8条 社会保険取扱機関は、社会保険サービスを提供し、社会保険の登記、個人の権利・利益に係わる記録、社会保険待遇の支給等の業務を担当する。
- 第9条 労働組合は、法により従業員の合法的な権利・利益を保護し、社会保険に関する重大事項の検討に参画し、社会保険監督委員会に参加し、従業員の社会保険の権利・利益に係わる事項を監督する権利を有する。

第2章 基本養老保険

- 第10条 従業員は、基本養老保険に加入しなければならない。雇用単位および従業員は、基本養老保険料を分担して納付する。
- 第11条 基本養老保険は、社会的統一運営と個人口座の組み合わせにより実施する
基本養老保険基金は、雇用単位および個人による納付並びに政府の手当等により構成される。
- 第12条 雇用単位は、国が規定した当該単位の従業員の賃金総額の割合により基本養老保険料を納付し、基本養老保険統一運営基金に計上しなければならない。
従業員は、国が規定した本人の賃金に対する一定の割合について基本養老保険料を

納付し、個人口座に計上しなければならない。

労働者を雇用していない個人経営商工業者、雇用単位で基本養老保険に加入していない非正規従業員、およびその他フレックスタイム制で就労する者が基本養老保険に加入する場合は、国の規定に基づき、基本養老保険料を納付し、基本養老保険の社会統一運営基金および個人口座にそれぞれ計上しなければならない。

第 13 条 国有企業、事業単位の従業員が基本養老保険に加入以前の段階において、納付が必要とみなされる期間につき納付すべき基本養老保険料は政府が負担する。基本養老保険基金からの支給が不足する場合、政府は手当を与える。

第 14 条 個人口座から事前に引き出してはならない。金利は銀行の定期預金金利を下回ってはならず、利子税を免除する。個人が死亡した場合は、個人口座にある残高は相続することができる。

第 15 条 基本養老金は、統一運営養老金および個人口座養老金により構成される。基本養老金は、個人の累計納付年数、(基数となる)納付賃金額、当該地区の従業員の平均賃金、個人口座の残高、都市人口の平均寿命等の要素によって確定される。

第 16 条 基本養老保険に加入した個人は、法定退職年齢に達した際に、累計納付年数が満 15 年に達している場合は、基本養老金を毎月受給することができる。基本養老保険に加入した個人は、法定退職年齢に達した際に、累計納付年数が 15 年に満たない場合には、満 15 年となるまで納付し、基本養老金を毎年受給することができる。また、新型農村社会養老保険又は都市住民社会養老保険に転入し、国務院の規定に従って、相応の養老保険待遇を享受することもできる。

第 17 条 基本養老保険に加入した個人が罹病又は業務外の原因によって死亡した場合、その遺族は葬儀補助金および弔慰金を受給することができる。法定退職年齢に達する前に、罹病又は業務外の原因によって負傷し、完全に労働能力を喪失した場合には、病気・後遺障害手当金を受給することができる。必要な資金は基本養老保険基金から支給される。

第 18 条 国は、基本養老保険金の正常な調整メカニズムを確立する。従業員の平均賃金の増加、物価上昇の状況によって、基本養老保険待遇を適時引き上げる。

第 19 条 個人が統一運営地域をまたがって就業する場合、その基本養老保険関係は本人と共に移転し、納付年数は累計して計算する。個人が法定退職年齢に達した際には、基本養老金は段階を分けて計算し、まとめて支給する。具体的な弁法は国務院が規定する。

第 20 条 国は、新型農村社会養老保険制度を確立し、整備する。新型農村社会養老保険は、個人による納付、集団による補助および政府による手当を結合して実行する。

第 21 条 新型農村社会養老保険待遇は、基本養老金と個人口座養老金により構成される。新型農村社会養老保険に加入した農村住民は、国の規定する条件に合致する場合、毎月、新型農村社会養老保険待遇を受給する。

第 22 条 国は、都市住民の社会養老保険制度を確立し、整備する。省、自治区、直轄市人民政府は、実情に基づき、都市住民の社会養老保険と新型農村社会養老保険を併せて実施することができる。

第 3 章 基本医療保険

第 23 条 従業員は、従業員基本医療保険に加入し、雇用単位と従業員は、国の規定に基づき、基本医療保険料を分担して納付しなければならない。労働者を雇用していない個人経営商工業者、雇用単位で従業員基本医療保険に加入していない非正規従業員およびその他のフレックスタイム制で就労する者は、従業員基本医療保険に加入することができ、個人が国の規定により基本医療保険料を納付する。

第 24 条 国は、新型農村合作医療制度を確立し、整備する。新型農村合作医療の管理弁法は、國務院が規定する。

第 25 条 国は、都市住民基本医療保険制度を確立し、整備する。都市住民基本医療保険は、個人による納付金と政府による手当を結合して実行する。最低生活保障を享受する者、労働能力を喪失した身体障害者、低収入家庭の満 60 歳以上の高齢者および未成年者等が個人にて納付する必要がある部分については、政府が手当を与える。

第 26 条 従業員の基本医療保険、新型農村合作医療および都市住民基本医療保険の待遇基準は、国の規定に基づき執行する。

第 27 条 従業員基本医療保険に加入した個人が法定退職年齢に達した際に、累計納付年数が国の規定する年数に達している場合、退職後は基本医療保険料を納付せずに、国の規定に基づいて基本医療保険待遇を享受する。国の規定する年数に達していない場合には、国の規定する年数まで納付することができる。

第 28 条 基本医療保険の薬品目録、診療項目、医療サービス施設の基準および急診、緊急救助に合致する医療費は、国の規定に基づいて、基本医療保険基金より支給する。

第 29 条 保険加入者の医療費のうち、基本医療保険基金より支給すべき部分については、社会保険取扱機関が医療機関、薬品事業者と直接精算する。社会保険行政部門と衛生行政部門は、保険加入者が基本医療保険待遇を享受する便宜のため、遠隔地診療医療費用の精算制度を確立しなければならない。

第30条 以下の医療費は、基本医療保険基金の支給範囲に組み入れない。

- (1) 労働災害保険基金から支給すべきもの
- (2) 第三者が負担すべきもの
- (3) 公共衛生が負担すべきもの
- (4) 国外で診療したもの

法により第三者が医療費を負担すべきでありながら、第三者が医療費を支給しないか又は第三者を確定できない場合は、基本医療保険基金から先に支給する。基本医療保険基金から先に支給した後、第三者に対して求償する権利を有する。

第31条 社会保険取扱機関は、社会保険管理サービスの必要性に基づき、医療機関、薬品事業者とサービス契約を締結し、医療サービス行為を規範化することができる。

医療機関は、保険加入者に合理的かつ必要な医療サービスを提供しなければならない。

第32条 個人が統一運営地域を越えて就労する場合は、その基本医療保険関係は本人と共に移転し、納付の年数は累計して計算する。

第4章 労働災害保険

第33条 従業員は、労働災害保険に加入しなければならない。雇用単位が労働災害保険料を納付し、従業員は労働災害保険料を納付しない。

第34条 国は、各業界の労働災害のリスクの程度に基づき、業界別保険料率を確定し、かつ、労働災害保険基金の使用および労働災害の発生率等の状況に基づき、各業界内における保険料率等級を確定する。業界別保険料率および業界内保険料率等級については、国務院の社会保険行政部門が制定し、国務院に報告し批准を受けた後に公布し、施行する。

社会保険取扱機関は、雇用単位による労働災害保険基金の使用、労働災害の発生率および所属する業界の料率等級等の状況に基づき、雇用単位が納付する保険料率を確定する。

第35条 雇用単位は、当該単位の従業員の賃金総額により、社会保険取扱機関が確定した保険料率に基づいて、労働災害保険料を納付しなければならない。

第36条 従業員が業務に起因する事故傷害を受けたか、又は職業病に罹患し、かつ労働災害と認定された場合は、労働災害保険待遇を享受する。そのうち、労働能力の鑑定により労働能力の喪失が確認された場合は、後遺障害待遇を享受する。

労働災害の認定および労働能力の鑑定は、簡易かつ便利でなければならない。

第37条 従業員が次に掲げる事由のいずれかによって、業務中に負傷又は死亡した場合、労働災害と認定しない。

- (1) 故意に罪を犯したとき
- (2) 飲酒又は麻薬を吸引したとき

- (3) 自傷又は自殺したとき
- (4) 法律、行政法規が規定するその他の状況

第 38 条 労働災害により発生した以下の費用は、国の規定に基づいて、労働災害保険基金より支給する。

- (1) 労働災害を治療するための医療費とリハビリ費用
- (2) 入院食事補助費
- (3) 統一運営地域外において受診した場合の交通および食事宿泊費用
- (4) 後遺障害補助器具の据付・配置に要する費用
- (5) 自活できない場合に、労働能力鑑定委員会が認定した生活看護費
- (6) 一括払いの後遺障害補助金および 1 級から 4 級の後遺障害従業員が毎月受給する後遺障害手当
- (7) 労働契約の終了又は解除時に、享受すべき一括払いの医療補助金
- (8) 業務に起因して死亡した場合に、その遺族が受給する葬儀補助金、扶養親族弔慰金および業務に起因する死亡補助金
- (9) 労働能力鑑定費用

第 39 条 労働災害により発生した以下の費用は、国の規定に基づいて雇用単位が支給する。

- (1) 労働災害治療期間の賃金と福祉
- (2) 5 級および 6 級の後遺障害従業員が毎月受給する後遺障害手当
- (3) 労働契約の終了又は解除時に享受すべき一括払い後遺障害就職補助金

第 40 条 労働災害を被った従業員が基本養老金を受給する条件に合致する場合、後遺障害手当の支給を停止し、基本養老保険待遇を享受する。基本養老保険待遇が後遺障害手当を下回る場合は、労働災害保険基金から差額を補填する。

第 41 条 従業員が所属する雇用単位が法に基づいた労働災害保険料を納付せず、労働災害事故が発生した場合は、雇用単位が労働災害保険待遇を支給する。雇用単位が支給しない場合、労働災害保険基金から先に支給する。
労働災害保険基金から先に支給した労働災害保険待遇は雇用単位が返還しなければならない。雇用単位が返還しない場合、社会保険取扱機関は本法第 63 条の規定により求償することができる。

第 42 条 第三者が原因で労働災害が発生し、第三者が労働災害による医療費を払わないか、又は第三者を確定できない場合、労働災害保険基金から先に支給する。労働災害保険基金から先に支給した後、第三者に求償する権利を有する。

第 43 条 労働災害を被った従業員に以下の状況のいずれがある場合、労働災害保険待遇の享受を停止する。

- (1) 待遇を享受する条件を喪失した場合
- (2) 労働能力の鑑定を拒絶した場合
- (3) 治療を拒絶した場合

第5章 失業保険

第44条 従業員は、失業保険に加入しなければならない。雇用単位および従業員は、国の規定に基づいて、失業保険料を分担して納付する。

第45条 失業者が次の各号に掲げる条件に合致する場合は、失業保険基金から失業保険金を受給する。

- (1) 失業前に雇用単位と本人が1年以上失業保険料を納付したとき
- (2) 本人の意思によらずに就業を中断したとき
- (3) 失業登記手続を済ませ、かつ就職を希望しているとき

第46条 失業者が失業する前の雇用単位および本人による累計納付期間が1年以上5年未満の場合は、失業保険金を受給する期間は最長12ヵ月とする。累計納付期間が5年以上10年未満の場合は、失業保険金を受給する期間は最長18ヵ月とする。累計納付期間が10年以上の場合は、失業保険金を受給する期間は最長24ヵ月とする。新たに就業した後に、再び失業した場合には、納付期間を新たに計算するものとし、失業保険金を受給する期間は、前回の失業において受給すべきであったが受給していない失業保険金の期間と合算し、最長で24ヵ月を超えないものとする。

第47条 失業保険金の基準については、省、自治区および直轄市の人民政府が確定し、都市住民最低生活保障基準を下回ってはならない。

第48条 失業者は、失業保険金を受給する期間において、従業員基本医療保険に加入し、基本医療保険待遇を享受する。
失業者が納付すべき基本医療保険料は失業保険基金から支給し、個人は基本医療保険料を負担しない。

第49条 失業者が、失業保険金を受給する期間に死亡した場合は、当該地域の在職中の従業員の死亡に係わる規定を参照し、その遺族に対し一括払いの葬儀補助金および弔慰金を支給する。必要な資金は、失業保険基金から支給する。
死亡した個人が、基本養老保険の葬儀補助金、労働災害保険葬儀補助金および失業保険葬儀補助金を受給する条件を同時に満たす場合には、その遺族はその中の一つのみを選び受給することができる。

第50条 雇用単位は、失業者のため遅滞なく労働関係を終了又は解除した旨の証明書を発行し、かつ、労働関係を終了又は解除した日から15日以内に失業者の名簿を社会保険取扱機関に報告しなければならない。
失業者は所属単位が発行した労働関係を終了又は解除した旨の証明書を持参し、遅延なく指定された公共就職サービス機関にて失業登記の手続を行わなければならない。
失業者は、失業登録証明書と個人身分証明書を以って、社会保険取扱機関にて失業保険金の受給手続を行う。失業保険金の受給期間は失業登記を行った日から起算する。

第 51 条 失業者が失業保険金を受給する期間内において、以下の状況のいずれかに該当する場合は、失業保険金の受給を停止し、かつ、同時にその他の失業保険待遇の享受を停止する。

- (1) 新たに就業した場合
- (2) 徴兵に応じて兵役に服した場合
- (3) 国外に転居した場合
- (4) 基本養老保険待遇を享受した場合
- (5) 正当な理由なく当該地区の人民政府の指定する部門あるいは機関の紹介する適切な業務又は提供する研修を拒絶した場合

第 52 条 失業者が統一運営地域をまたがって就業した場合は、その失業保険関係は、本人と共に移転し、納付年数は累計して計算する。

第 6 章 出産保険

第 53 条 従業員は出産保険に加入しなければならない。雇用単位は国の規定に基づいて出産保険料を納付し、従業員は出産保険料を納付しない。

第 54 条 雇用単位がすでに出産保険料を納付している場合、その従業員は出産保険待遇を享受する。従業員の未就業の配偶者は、国の規定に基づいて出産医療費待遇を享受する。必要な資金は出産保険基金から支給する。
出産保険待遇には、出産医療費と出産手当金を含む。

第 55 条 出産医療費には、次の各項を含むものとする。

- (1) 出産に係わる医療費
- (2) 計画出産に係わる医療費
- (3) 法律および法規が規定するその他の費用

第 56 条 従業員は、次に掲げる状況のいずれかに該当する場合は、国の規定に基づいて出産手当を享受することができる。

- (1) 女子従業員が出産休暇を享受するとき
- (2) 計画出産の手術のため休暇を享受するとき
- (3) 法律および法規が規定するその他の事由

出産手当は、従業員が所属する雇用単位の前年度従業員月平均賃金により、計算、支給される。

第 7 章 社会保険料の徴収および納付

第 57 条 雇用単位は、設立した日から 30 日以内に営業許可証、登記証書又は社印をもって、当該地区の社会保険取扱機関に社会保険の登記を申請しなければならない。社会保険取扱機関は、申請を受理した日から 15 日以内に審査を行い、社会保険登記証書を発行しなければならない。

雇用単位の社会保険登記事項に変更が発生したか、又は法により終了した場合には、変更又は終了の日から 30 日以内に社会保険取扱機関にて社会保険登記の変更又は抹消をしなければならない。

工商行政管理部門、民政部門および機関編成管理機関は、遅滞なく社会保険取扱機関に雇用単位の設立および終了状況を通知・報告しなければならない。公安機関は遅滞なく社会保険取扱機関に個人の出生、死亡および戸籍登記、移転、抹消等の状況を通知・報告しなければならない。

第 58 条 雇用単位は、採用の日から 30 日以内にその従業員のために社会保険取扱機関に社会保険登記を申請しなければならない。社会保険登記を行わない場合は、社会保険取扱機関により納付すべき保険料の査定を受けなければならない。

自発的に社会保険に加入する労働者を雇用していない個人経営商工業者、雇用単位で社会保険に加入していない非正規従業員、およびその他のフレックスタイム制就労者は、社会保険取扱機関に社会保険登記を申請しなければならない。

国は、全国統一の個人社会保障番号を決定する。個人社会保障番号は公民の身分証番号とする。

第 59 条 県級以上の人民政府は、社会保険料の徴収業務を強化する。

社会保険料は統一的に徴収し、実施の段取りおよび具体的な弁法は国務院が規定する。

第 60 条 雇用単位は、社会保険料を自ら申告し、期限通りに満額納付しなければならない。不可抗力等の法定事由によらずに、延期、減免をしてはならない。従業員が納付すべき社会保険料は雇用単位が代理控除し、代理納付する。雇用単位は、毎月社会保険料を納付した詳細状況を本人に知らせなければならない。

労働者を雇用していない個人経営商工業者、雇用単位で社会保険に加入していない非正規従業員、およびその他のフレックスタイム制で就労する者は、直接社会保険料徴収機関に社会保険料を納付することができる。

第 61 条 社会保険料徴収機関は、法律により、期限通りに社会保険を満額徴収し、かつ定期的に雇用単位と個人に納付の状況を知らせなければならない。

第 62 条 雇用単位が規定に基づいて、納付すべき社会保険料の金額を申告しない場合は、当該単位の前月の納付額の百分の百十の割合で納付すべき金額を確定する。納付単位が追って申告の手続をした後、社会保険料徴収機関は規定に基づいて精算する。

第 63 条 雇用単位が期限通りに社会保険料を満額納付しない場合、社会保険料徴収機関は雇用単位に対して、期限を定めて納付又は追納するよう命じる。

雇用単位が期限を過ぎても、社会保険料を満額納付しないか、又は追納しない場合、社会保険料徴収機関は銀行又はその他の金融機関にて雇用単位の預金口座を調査することができ、かつ県級以上の関係行政部門に対して、社会保険料を割当支出する決定を下し、その口座開設銀行又はその他の金融機関に社会保険料を割当支出する旨を書面にて通知するよう申立てることができる。雇用単位の口座の残高が納付

すべき社会保険料を下回る場合、社会保険料徴収機関は当該雇用単位に担保を提供し、納付延期契約を締結するよう要求することができる。

雇用単位が社会保険料を満額納付せず、かつ担保を提供しない場合、社会保険料徴収機関は人民法院に納付すべき社会保険料に相当する価値の財産を差押え、封印、競売するよう申し立て、競売による所得を社会保険料に充当することができる。

第8章 社会保険基金

第64条 社会保険基金には、基本養老保険基金、基本医療保険基金、労働災害保険基金、失業保険基金および出産保険基金を含む。各社会保険基金は社会保険の種類毎に口座を開設し、口座毎に計算して、国の統一会計制度を執行する。

社会保険基金は、専用資金として使用する。いかなる組織又は個人もこれを横領し、流用してはならない。

基本養老保険基金は、徐々に全国的な統一運営を行う。その他の社会保険基金は徐々に省級の統一運営を行い、具体的な時間および段取りは、国務院により規定する。

第65条 社会保険基金は、予算により収支のバランスを実現する。

県級以上の人民政府は、社会保険基金が支給不足に陥った場合、手当を与える。

第66条 社会保険基金は、統一運営のレベルにより予算を設定する。社会保険基金の予算は、社会保険項目により別々に編成する。

第67条 社会保険基金の予算、決算案の編成、審査および認可は、法律および国務院の規定により執行する。

第68条 社会保険基金は、財政専用口座に預け入れるものとし、具体的な管理弁法は国務院により規定する。

第69条 社会保険基金は、安全な運用を保証することを前提として、国務院の規定により投資・運用し、基金の価値の維持又は向上を実現する。

社会保険基金は規定に違反して投資・運用してはならず、その他の政府予算のバランスをとるために用いてはならず、事務取扱場所の建設、改築に用いてはならず、人件費、運営費、管理費の支払いに用いてはならず、法律、行政法規の規定に違反してその他の用途に使ってはならない。

第70条 社会保険取扱機関は、定期的に社会保険の加入状況および社会保険基金の収入、支出、残高、収益状況を社会に公表しなければならない。

第71条 国は、全国社会保障基金を設置し、全国社会保障基金は中央財政予算割当金および国務院が認可したその他の方法により調達する資金により構成され、社会保障支出の補充、調節に用いる。全国社会保障基金は、全国社会保障基金管理運用機関がその管理・運用に責任を負い、安全な運用を保証することを前提として、価値の維持

又は向上を実現する。

全国社会保障基金につき、定期的に収支、管理および投資・運用に関する状況を社会に公表しなければならない。国务院財政部門、社会保険行政部門、監査機關は、全国社会保障基金の収支、管理および投資・運用に関する状況について監督を実施する。

第9章 社会保険の取扱

第72条 統一運営地域に、社会保険取扱機関を設立する。社会保険取扱機関は業務の必要に応じ、所在地の社会保険行政部門および機関編成管理機関の認可を経て、当該統一経営地域に出先機関およびサービスステーションを設立することができる。社会保険取扱機関の人件費および社会保険を取り扱う際に発生した基本運営費、管理費は、同級財政部門が国の規定により保障する。

第73条 社会保険取扱機関は、業務、財務、安全およびリスク管理制度を確立し、整備しなければならない。社会保険取扱機関は、期限通りに社会保険待遇を満額支給しなければならない。

第74条 社会保険取扱機関は、業務の取り扱い、統計、調査を通じて社会保険業務に必要なデータを取得する。関係する単位および個人は、遅滞なく、事実のとおりデータを提供しなければならない。社会保険取扱機関は、遅滞なく雇用単位のために、人事ファイルを作成し、社会保険に加入した者、納付等に関する社会保険データを完全かつ正確に記録し、登記、申告の元となる証憑および支払精算の会計証憑を適切に保管しなければならない。社会保険取扱機関は、社会保険に加入した個人による納付および雇用単位による個人のための納付、並びに享受する社会保険待遇等の個人の権利・利益について、遅滞なく、完全かつ正確に記録し、定期的に個人の権利・利益の記録書を無料で本人に郵送しなければならない。雇用単位および個人は、その納付および享受する社会保険待遇に関する記録について、無料で社会保険取扱機関に問い合わせ、確認し、社会保険取扱機関に社会保険問い合わせ等の関係サービスを提供するよう要求することができる。

第75条 全国社会保険情報システムは、国の統一的な計画により、県級以上の人民政府が「各級ごとに責任を負う」ことを原則として共に確立する。

第10章 社会保険の監督

第76条 各級の人民代表大会常務委員会は、同級人民政府から社会保険基金の収支、管理、投資・運用および監督検査状況に関する特定項目の業務報告をヒアリングして、審議し、本法の実施状況に対して、法律執行の検査等を組織し、法により監督の職権を行使する。

- 第 77 条 県級以上の人民政府社会保険行政部門は、雇用単位および個人に対して社会保険に係わる法律、法規の遵守状況の監督、検査を強化しなければならない。
社会保険行政部門が監督、検査を実施する際、検査を受ける雇用単位および個人は社会保険に関する資料を事実のとおり提供しなければならない。検査の拒絶、虚偽の報告、事実の隠匿をしてはならない。
- 第 78 条 財政部門、監査機関は、各自の職責により、社会保険基金の収支、管理および投資・運用の状況に対して監督を実施する。
- 第 79 条 社会保険行政部門は、社会保険基金の収支、管理および投資・運用の状況を監督、検査し、問題を発見した場合は、改善案を提出し、法により処理の決定を下すか、又は関係行政部門に処理案を提出しなければならない。社会保険基金の検査結果は、定期的に社会に公表しなければならない。
社会保険行政部門は、社会保険基金に対して監督・検査を実施し、次の措置を講じる権限を有する。
- (1) 社会保険基金の収支、管理および投資・運用に関する資料を閲覧し、記録し、コピーする。移動、隠匿又は滅失する可能性のある資料は、封印・保存する。
 - (2) 調査事項に関する雇用単位および個人に問い合わせ、調査に関わる事項について説明し、関連する証明資料を提供するよう要求する。
 - (3) 社会保険基金を隠匿、移動、横領、流用する行為を制止し、かつ是正を命じる。
- 第 80 条 統一運営地域の人民政府は、雇用単位代表、社会保険加入者代表および労働組合代表、専門家等により構成される社会保険監督委員会を設置し、社会保険基金の収支、管理および投資・運用の状況を把握、分析し、社会保険業務に意見および提案を提出し、監督を実施する。
社会保険取扱機関は、社会保険監督委員会に対し、社会保険基金の収支、管理および投資・運用の状況を定期的に報告しなければならない。社会保険監督委員会は、会計士事務所に依頼して、社会保険基金の収支、管理および投資・運用の状況に対して年度監査および特定項目監査を受けることができる。監査の結果は社会に公開しなければならない。
社会保険監督委員会は、社会保険基金の収支、管理および投資・運用に問題があることを発見した場合、是正案を提出する権限を有する。社会保険取扱機関およびその従業員の違法行為につき、関係部門に対して法に基づく処理を提案する権限を有する。
- 第 81 条 社会保険行政部門およびその他の関係行政部門、社会保険取扱機関、社会保険料徴収機関およびその職員は、法により、雇用単位および個人の情報につき秘密を保持し、いかなる方式によってもこれを漏らしてはならない。
- 第 82 条 いかなる組織又は個人も社会保険に係わる法律、法規に違反する行為を通報し、苦情を申し立てる権利を有する。
社会保険行政部門、衛生行政部門、社会保険取扱機関、社会保険料徴収機関、財政部門、監査機関は、当該部門、当該機関の職責範囲に属する通報、苦情に対し、法

により処理しなければならない。当該部門、当該機関の職責範囲に属さない場合は、書面の通知により処理権限を有する部門、機関に処理を移送しなければならない。処理権限を有する部門、機関は遅滞なく処理しなければならない、他者に責任を転嫁してはならない。

第 83 条 雇用単位又は個人は、社会保険料徴収機関の行為により自らの合法的な権利・利益を侵害されたと認めた場合、法により行政不服審査を申し立てるか、あるいは行政訴訟を提起することができる。

雇用単位又は個人は、社会保険取扱機関の法により社会保険登記をしない、社会保険料を査定しない、社会保険待遇を支給しない、社会保険移転・継続手続きをしない、又はその他の社会保険権利・利益を侵害する行為に対して、法により行政不服審査を申し立てるか、あるいは行政訴訟を提起することができる。

個人とその所属する雇用単位との間で社会保険に係わる紛争が発生した場合、法に基づき調停、仲裁を申し立て、訴訟を提起することができる。雇用単位が個人の保険に係わる権利・利益を侵害した場合、個人は社会保険行政部門又は社会保険料徴収機関に法により処理するよう要求することができる。

第 11 章 法的責任

第 84 条 雇用単位が社会保険登記をしない場合、社会保険行政部門は期限を定めて、是正を命ずる。期限を過ぎても是正しない場合は、雇用単位に対して、納付すべき社会保険料金額と同額以上 3 倍以下の罰金を科す。直接責任を負う主担当者およびその他の直接の責任者に対して、500 元以上 3,000 元以下の罰金を科す。

第 85 条 雇用単位が労働関係を終了又は解除した旨の証明書を発行することを拒否した場合は、『中華人民共和国労働契約法』の規定により処理する。

第 86 条 雇用単位が期限通りに社会保険料を満額納付しない場合は、社会保険料徴収機関は期間を定め、納付又は追納を命じ、未納日から 1 日あたり 1 万分の 5 の滞納金を追徴する。期限を過ぎても納付しない場合は、関係行政部門は未納金額と同額以上 3 倍以下の罰金を科す。

第 87 条 社会保険取扱機関および医療機関、薬品経営者等の社会保険サービス機関が、詐欺、証明資料の偽造、又はその他の手段により社会保険基金の支出を詐欺した場合、社会保険行政部門は詐欺した社会保険金を返還するよう命じ、詐欺した金額の 2 倍以上 5 倍以下の罰金を科す。社会保険サービス機関に属する場合、サービス契約を解除する。直接に責任を負う主担当者およびその他の直接の責任者が業務執行資格を取得している場合は、法によりその業務執行資格を取り消す。

第 88 条 詐欺、証明資料の偽造又はその他の手段により社会保険待遇を詐欺した場合、社会保険行政部門は詐欺した社会保険金を返還するよう命じ、詐欺した金額の 2 倍以上 5 倍以下の罰金を科す。

第 89 条 社会保険取扱機関およびその職員が次に掲げる行為のいずれかに該当する場合は、社会保険行政部門は是正を命じる。社会保険基金、雇用単位又は個人に損失をもたらした場合には、法により賠償責任を負う。直接に責任を負う主担当者およびその他の直接責任者に対しては、法により処分する。

- (1) 社会保険に係わる法定の職責を履行しないとき
- (2) 社会保険基金を財政専用口座に預け入れないとき
- (3) 社会保険待遇を着服するか、又は期限どおりの支払いを拒否するとき
- (4) 納付の記録、享受する社会保険待遇の記録等の社会保険データ、個人情報・利益の記録を紛失又は改竄するとき
- (5) 社会保険に係わる法律、法規に違反するその他の行為があるとき

第 90 条 社会保険料徴収機関が無断で社会保険料の納付基数、料率を変更したことにより、社会保険料の徴収が過少又は過多であった場合は、関係行政部門は、納付すべき社会保険料を追徴するか、又は納付する必要のなかった社会保険料を返還するよう社会保険徴収機関に命じる。直接に責任を負う主担当者およびその他の直接の責任者に対しては、法により処分する。

第 91 条 本法の規定に違反して、社会保険基金を隠匿、移動、横領、流用するか、又は規定に違反して投資・運用した場合は、社会保険行政部門、財政部門、監査機関はその回収を命じる。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。直接に責任を負う主担当者およびその他の直接の責任者に対しては、法により処分する。

第 92 条 社会保険行政部門、その他の関係行政部門、社会保険取扱機関、社会保険料徴収機関およびその職員が雇用単位および個人の情報を漏らした場合は、直接に責任を負う主担当者およびその他の直接の責任者に対して、法により処分する。雇用単位又は個人に損失をもたらした場合は、賠償責任を負わなければならない。

第 93 条 国の職員が社会保険を管理、監督する業務において、職権を濫用し、職務を怠り、私情にとらわれて不正を働いた場合は、法により処分する。

第 94 条 本法の規定に違反して、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第 12 章 附則

第 95 条 都市にて出稼ぎをする農村住民は、本法の規定により社会保険に加入する。

第 96 条 農村の集団所有の土地を収用する場合、土地を収用された農民の社会保険料を満額手配し、國務院の規定により、土地を収用された農民を相応の社会保険制度に組み入れなければならない。

第 97 条 外国人が中国国内にて就労する場合、本法の規定を参照して社会保険に加入する。

第 98 条 本法は 2011 年 7 月 1 日より施行する。